

資料 1

平成 28 年 7 月 7 日（木）

第 1 回佐倉市子育て支援推進委員会

○佐倉市子育て支援推進委員会条例

平成15年12月26日条例第47号

改正

平成17年 3 月24日条例第11号

平成25年 3 月29日条例第15号

平成25年10月 1 日横書き施行

平成25年10月 1 日条例第36号

佐倉市子育て支援推進委員会条例

（設置）

第 1 条 市における子育て支援の推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により佐倉市子育て支援推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、子育て支援の推進に関し必要な事項を調査し、審議するものとする。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員21人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 学識経験者
- （2） 医師又は歯科医師
- （3） 民生委員・児童委員
- （4） 主任児童委員
- （5） 保育園の園長
- （6） 幼稚園の園長
- （7） 小学校又は中学校の校長
- （8） 保育園、幼稚園、小学校又は中学校に在籍する者の保護者
- （9） 市民
- （10） 佐倉市立児童センター設置及び管理に関する条例（昭和54年佐倉市条例第12号）に規定する佐倉市立児童センター又は佐倉市立学童保育所設置及び管理に関する条例（平成 3 年佐倉市条例第28号）に規定する佐倉市立学童保育所の施設長

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が委嘱され、又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、子育て支援主管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(佐倉市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 佐倉市立保育園の設置及び管理に関する条例（昭和62年佐倉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成17年3月24日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第15号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月1日条例第36号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、公布の日に佐倉市条例の左横書き化等に関する条例（平成25年佐倉市条例第26号）の例により、左横書きに改めるものとする。

改正

平成25年10月1日横書き施行

平成25年10月3日規則第41号

佐倉市子育て支援推進委員会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐倉市子育て支援推進委員会条例（平成15年佐倉市条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 条例第3条に規定する佐倉市子育て支援推進委員会（以下「委員会」という。）の委員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第3条第1号に定める者 3人以内
- (2) 条例第3条第2号に定める者 2人以内
- (3) 条例第3条第3号に定める者 2人以内
- (4) 条例第3条第4号に定める者 1人
- (5) 条例第3条第5号に定める者 2人以内
- (6) 条例第3条第6号に定める者 2人以内
- (7) 条例第3条第7号に定める者 2人以内
- (8) 条例第3条第8号に定める者 4人以内
- (9) 条例第3条第9号に定める者 2人以内
- (10) 条例第3条第10号に定める者 1人

(専門部会)

第3条 委員会は、専門的事項に関する調査研究のため、委員会の会議の決定により専門部会（以下「部会」という。）を設けることができる。

- 2 部会の部会員は、委員の中から委員長が指名するものとする。
- 3 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会を総理し、部会を代表する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、必要に応じ部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

7 部会長は、部会の会議の結果を委員長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月3日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

地方版子ども・子育て会議について

子ども・子育て支援法

第三十一条

- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

第四十三条

- 3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

第六十一条

- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

※既存の会議を、子ども・子育て支援法第77条に規定する審議会その他の合議制の機関（子ども・子育て会議）として活用することが可能。

⇒佐倉市では、子育て支援推進委員会が子ども・子育て会議を兼ねるものとする。